

ボートレース鳴門設備管理業務に関する提案実施要領

【日程】

公 告	令和3年11月19日（金）
参加表明書等提出期間	令和3年11月19日（金）～12月3日（金）午後3時必着
図書の閲覧可能期間	令和3年11月19日（金）～12月3日（金）
※閲覧を希望する場合は、事前連絡を行うこと。	
質問受付期間	令和3年11月19日（金）～12月7日（火）午後3時必着
質問最終回答日	令和3年12月13日（月）
提案資格確認結果の通知	令和3年12月10日（金）
業務提案書提出期限	令和3年12月24日（金）午後3時必着
審査結果通知	令和4年 1月下旬頃（予定）
契約内容の協議	令和4年 2月上旬頃（予定）
契約締結	令和4年 2月下旬頃（予定）

1. 提案の概要

(1) 業務の名称

ボートレース鳴門設備管理業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は、ボートレース鳴門に設置された電気・機械・その他設備の安全かつ効率的な運転操作ならびに必要な保守点検業務を行うものである。設備の機能を常に最良の状態に保ち不具合・故障等の予防に努めるとともに、異常を発見または予測した場合は適切な処置をとり、設備の延命と省エネルギー化を推進することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「ボートレース鳴門設備管理業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 見積限度額

① 総 額 ¥54,000,000円（消費税および地方消費税を除く。）

② 内 容

(ア) 総額は、下記履行期間に係る総額とする。

(イ) 総額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。

(5) 契約期間及び履行期間

① 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

② 履行期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2. 選定方法

選定方法は、本業務に関する提案を求め、価格、組織・体制、請負業務委託契約の実績、独自の工夫や特色等について総合的に比較検討・評価を行った上で、最適な事業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、公告日を基準日として次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) モーターボート競走法施行規則第2条第2項各号に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (3) 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登録されている競争入札参加の有資格者で、営業種目に下記の7項目のうち4項目以上の登録があること。
 - (ア) O202 貯水槽・浄化槽清掃
 - (イ) O206 電気保安
 - (ウ) O207 冷暖房保守
 - (エ) O209 ボイラー保守管理
 - (オ) O210 消防設備点検
 - (カ) O211 上下水道施設の保守維持管理
 - (キ) O212 室内環境測定
- (4) 鳴門市の入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 国税および地方税の滞納がないこと。
- (6) 延べ床面積7,000㎡以上の観覧場（消防法施行令 別表第一1項（イ）に該当）もしくは、商業施設（消防法施行令 別表第一4項に該当）において、2年以上の設備管理業務を請け負った実績を有し、かつ、現在も設備管理業務を請け負っていること。
- (7) 損害賠償保険等に加入した上で、受託者の責めに帰すべき事由により被った損害に対して補償する能力を有すること。
- (8) 鳴門市暴力団排除措置要綱（平成24年8月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 経営不振の状態（破産手続き、会社更生手続き、その他類似の手続きを開始されたとき又は手形取引停止処分がなされたとき）にないこと。
- (10) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動、宗教活動、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等の反社会勢力に該当しないこと。
- (11) ボートレース場（本場）の電気・機械・その他設備における重要性を理解し、安全な運転操作・日常点検・簡易修繕ならびに法定点検等の保守点検業務を遂行する能力を有する者であり、仕様書に記載したすべての業務を遂行する能力を有すること。

4. 参加手続き等

本プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加表明者」という。）は、次に示す提出書類を提出期限までに提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年12月3日（金）午後3時まで
- (2) 提出先 〒772-0011 鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜 48-1
鳴門市企業局ボートレース事業課（管理棟 2階施行者事務所）
電話: 088-685-8111 F A X: 088-685-0342
- (3) 提出方法 提出先に持参または郵送によるものとする。
 - ①受付時間は、ボートレース鳴門本場開催日の午前9時から午後3時までとするが、事務所が不定休のため、事前に提出予定日時を電話連絡のうえ、提出期限までに提出すること。
 - ②郵送の場合は、封筒表面に「ボートレース鳴門設備管理業務に関する提案参加表

明書在中」と朱書きし、事前に電話連絡のうえ提出期限までに必着すること。

③提出に係る費用は、参加表明者の負担とする。

- (4) 提出書類 提出書類(まとめて以下「参加表明書等」という。)は、下記のとおりとする。
- ・「ボートレース鳴門設備管理業務プロポーザル参加表明書」 (様式1)
 - ・「誓約書」 (様式2)
 - ・「鳴門市暴力団等排除措置要綱に基づく誓約書」 (様式3)
 - ・「事業者情報カード」 (様式4)
 - ・業務実績を証する書類
(参加資格要件 3.(6)を証する書類として契約書の写し等)
 - ・損害賠償保険等に関する補償内容を証する書類
(参加資格要件 3.(7)を証する書類として保険証書の写し等)
- (5) 提出部数 2部(代表者印押印のもの1部と写し1部)
- (6) 参加辞退 参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、「プロポーザル参加辞退書(様式5)」を前記4.(2)に定める提出場所に提出しなければならない。

5. 図面の閲覧、質問および回答

本プロポーザルに関する図面の閲覧及び質問は、参加表明者に限る。また、質問に対する回答は、本公告及び仕様書に記載する内容の追加または修正とみなす。

(1) 図面等の閲覧

- ① 閲覧図面 次の図面を閲覧することができるものとする。
ボートレース鳴門全体図、スタンド棟平面図(1階、2・3階、4階～R階)、別棟ダイナミックキャビン平面図(1階、2階、3階)、整備棟平面図、エディウィン鳴門平面図、サイクルステーション空調・換気設備配置図、ウズホール平面図
- ② 閲覧期間 令和3年11月19日(金)～12月3日(金)午後3時
- ③ 閲覧場所 鳴門市企業局ボートレース事業課(管理棟1F入口閲覧場所)
- ④ 閲覧方法 閲覧図面の持ち帰り、閲覧場所からの持ち出しは禁止とする。(写真撮影は可とする。)提案に必要な閲覧図面等は、参加表明書を提出した者で希望者には、E-mailにて送信する。E-mailの送信先アドレスは、参加表明書に記載した担当者の連絡先(メールアドレス)に限る。

(2) 質問書の提出

- ① 様式 質問書(様式6)による。
- ② 提出期間 令和3年11月19日(金)～12月7日(火)午後3時
受付時間は、ボートレース鳴門本場開催日の午前9時から午後3時までとするが、事務所が不定休のため事前に提出予定日時を電話連絡のうえ、提出期限までに提出すること。
- ③ 提出場所 前記4.(2)に同じ
- ④ 提出方法 持参

(3) 参加表明書を提出した参加者すべての質問に対する回答一覧表は、令和3年12月13日(月)に鳴門市公式ウェブサイトにおいて掲載する予定である。

6 参加資格の審査及び確認結果通知

(1) 参加資格の確認

参加表明者から提出された参加表明書等の書類をもとに、参加資格の審査を行うものとする。

なお、参加表明に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合は、参加表明者はこれに応じなければならない。

(2) 確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和3年12月10日（金）までに通知する。

なお、本確認結果の通知が令和3年12月13日（月）午後2時までに届かない場合は、必ず鳴門市企業局ボートレース事業課に問い合わせること。

7. 業務提案書の作成および提出

本件公募型プロポーザル方式への参加希望者（以下「提案者」という。）は、本件公告・仕様書に基づき作成した業務提案書、役員の名簿を記載した書類、会社設立の趣旨および主たる業務内容が分かる資料等を示す以下に掲げる書面（以下「提案書等」という。）を作成し提出するものとする。

提案書等についてはすべて記載することとし、記載する内容がない場合は「該当なし」等の表記により、記載内容がない旨を必ず明示すること。また、様式7-1「受託提案金額」欄には、見積限度額以下の金額を記載すること。

(1) 提出書類

- ① 業務提案書（様式7および様式7-1から様式7-7）
- ② 受託提案金額の内訳書（消費税および地方消費税を除く）
- ③ 役員の名簿（役職・氏名）および履歴（前職・役員就任年月日）を記載した書類
- ④ 会社設立の趣旨および主たる業務内容が分かる資料（会社案内・パンフレット等）
- ⑤ 法人等の決算関係書類（直近1年分の事業報告、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書）又はこれに準じる書類
- ⑥ 法人等の予算関連書類（直近1年分の事業計画、資金収支計算書）又はこれに準じる書類
- ⑦
- ⑧ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税納税証明書（直近1年分）

(2) 提出期限

令和3年12月24日（金）午後3時まで

受付時間は、ボートレース鳴門本場開催日の午前9時から午後3時までとするが、事務所が不定休のため、事前に提出予定日時を電話連絡のうえ、提出期限までに提出すること。

(3) 提出場所

前記4.（2）に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 提出部数

8部。うち、正本1部（代表者印押印のもの）、副本7部（写し）。

用紙は日本産業規格A4判（図面等でA3判を使用する必要があるときは折ってA4判に合わせる）とし、縦置き、横書き、左綴り、など、見やすい提出書類の作成を心がけること。

添付書類等についても、提出書類と同様の部数を必要とする。

(6) 提出書類の取り扱い

- ① 提出期限後において、提出書類の内容変更および追加は認めない。

- ② 提出された書類は、返却しない。
- ③ 提出書類は、契約の締結に至った場合に使用するほかは受託候補者選定以外には使用しないものとし、鳴門市の文書管理規定等に従い責任をもって管理及び廃棄を行う。
- ④ 提出された提案書は、鳴門市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合があるが、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える恐れのあるものについては公開しないこととする。
- ⑤ 提案者に参加報酬は支払わない。提案に係る費用はすべて提案者の負担とする。

8. 業務提案書等の評価

(1) 評価項目及び配点

① 提案評価

- 1. 運営組織・体制
 - a) 企業の安全性 15点
 - b) 請負契約実績 10点
 - c) 有資格者・保有資格 5点
- 2. 設備の延命、省エネルギー化の推進に対する取り組み
 - a) 設備の延命に関する提案 5点
 - b) 省エネルギー化に関する提案 5点
- 3. 業務遂行計画
 - a) 緊急対応に関する提案 10点
 - b) 工具・測定機器などの考え方について 5点
 - c) 仕様書記載業務、仕様書記載事項以上の実施可能な業務 15点
- 4. その他
 - a) 独自の工夫や特色 10点

② 価格評価

- 5. 提案価格
 - a) 本業務履行に必要な経費 20点

(2) 得点化方法

① 提案評価

参加表明者からの提案事項に関して、前記(1)①に示す評価事項ごとの視点から、6段階評価を行い、得点化する。

② 価格評価

参加表明者から提示された見積金額を以下の算式に基づいて計算を行い、得点化する。

$$\text{【 得点} = \{ (\text{最も低い見積金額}) / (\text{当該事業者の見積金額}) \} \times 20 \text{点 } \text{】}$$

※ 得点は、小数点以下第2位(小数点以下第3位を四捨五入)まで算定

9. 受託候補者の決定方法

- (1) ポートレース鳴門設備管理業務プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、選定委員会の委員の評価点の合計(以下「総得点」という。)が第1位の提案者を受託候補者とする。第2位の提案者については次点候補者とし、受託候補者との協議において不調となった場合に繰り上げることとする。なお、委員の評価点について、評価点合計の最高点および最低点をつけた委員の点数を除くこととする。ただし、最高点または最低点をつけた委員が複数となった場合には、それぞれ1名の委員の点数を除くものとする。

- (2) 提案者のうち、次のいずれかに該当した者は失格とする。
- ① 本プロポーザルの手続きの過程で、参加資格要件を満たさなくなった者
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった者
 - ③ 提案上限額を上回る金額での提案を行った者
 - ④ 本公告で示された提出期限、提出場所、提出方法、提出部数、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった者
 - ⑤ 次のいずれかの行為を行った者
 - (ア) 選定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - (イ) 他の提案者と応募内容又はその意図について、相談を行うこと。
 - (ウ) その他選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
 - ⑥ 本公告に係る提案書を2つ以上提出した者
- (3) 総得点において同点の者が2者以上あるときは、次により順位を決定する。
- ① 提案書（様式7-1 ①）受託提案金額評価点が高い者を上位とする。
 - ② 受託提案金額評価点と同点の場合、各委員の評価順位の1位が多い者を上位とする。
- (4) 当該案件においては、1者のみの参加であっても審査および評価を行う。この場合において、提案書の評価総得点（評価点合計の最高点および最低点をつけた委員の点数を除く）が満点の60パーセント以上である場合のみ受託候補者として決定する。
- (5) 受託候補者を決定したときは、提案者全員に対して、審査結果を通知する。
- (6) 審査結果については、鳴門市公式ウェブサイトにて公表する。公表の内容は、業務名、参加表明者数、受託候補者名、各参加表明者の評価結果及び選定委員会の委員数とする。

10. 契約

- (1) 受託候補者は、仕様書と提案書に基づいて契約締結前に協議し、鳴門市公営企業管理者企業局長と契約を締結する。
- (2) 契約にあたっては、改めて見積書（内訳書）の提出を要する。
- (3) 契約保証金は、免除する。
- (4) 鳴門市公営企業管理者企業局長は、契約締結後に受託者の本提案における失格事由または不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- (5) 鳴門市公営企業管理者企業局長は、契約締結後において受託者の責めに帰すべき事由により被った損害については、受託者に対して損害賠償を請求することができる。また、受託者が提案書に記載した事項を達成する意思が認められないなど、業務提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し損害賠償請求を行うことができるものとする。

11. その他

手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

12. 問い合わせ先

〒772-0011 徳島県鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜48-1

鳴門市企業局ポータル事業課 担当： 南

電話： 088-685-8111 FAX： 088-685-0342

E-mail: br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp